

財団法人名古屋産業振興公社創造的プラズマ技術産業応用研究開発事業費補助金実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、財団法人名古屋産業振興公社創造的プラズマ技術産業応用研究開発事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、要綱第22条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 要綱第2条にいう中小企業、中堅企業及びみなし大企業とは、それぞれ次の者をいう。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2項に規定する中小企業者
- (2) 中堅企業 前項に規定する中小企業者に当たらない者で、資本金の額が10億円未満の企業者
- (3) みなし大企業 大企業（前2項のいずれにも当たらない者をいう。）から資本金又は出資金の2分の1以上、又は役員総数の2分の1以上を受け入れている企業者をいう。

(補助対象事業)

第3 要綱第3条にいう研究開発事業とは、プラズマ技術産業応用センターを利用して実施する次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) プラズマ技術を用いた新技術・新製品の開発に繋がる新規性を有する研究開発
- (2) プラズマ技術を用いた当地域の産業への波及が期待できる新技術・新製品の開発
- (3) おおよそ5年以内に事業化できる研究開発
- (4) 同様の内容で国・県から補助事業等を受けていない事業（重複申請可、重複受給不可）

(補助対象経費)

第4 要綱第4条にいう経費のうち、年度単位又は年度内で契約する事項にかかる契約期間が当該年の翌年3月を含むものであっても、補助金の対象となる期間内に代金を支払うものについては、補助対象経費に含めるものとする。

2 要綱第4条第4号にいう技術指導の受け入れ先は、個人及び任意団体であってはならないものとする。

(補助額)

第5 補助額は1件あたり100万円以上、500万円を限度とし、予算の範囲内で採択件数に応じて補助額を決定する。

(補助金の交付申請)

第6 要綱第6条第1項にいう「別に定める書類」とは、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) 法人登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)
- (2) 定款または寄附行為
- (3) 事業報告書(収支決算書を含む。)
- (4) 法人市民税納税証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)又は領収証書の写し
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(認定事業実績報告書の提出)

第7 要綱第12条にいう「別に定める書類」とは、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) 認定事業実施にかかる請求書、支払領収書又はそれに類する書類の写し
- (2) 認定事業を実施していることがわかる写真
- (3) 機械装置・工具器具についてはその写真
- (4) その他理事長が必要と認める書類

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。